

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和3年10月分)

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20211004	名鉄岡崎タクシー株式会社(法人番号9180301002140) 代表者大竹宏	愛知県岡崎市戸崎元町5番地1号	本社営業所	愛知県岡崎市戸崎元町5番地1号	輸送施設の使用停止(115日車)	道路運送法第20条	令和3年4月28日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送違反(道路運送法第20条)、(2)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(3)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(4)定期点検未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(5)無車検運行(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)	13	12
2	20211004	名古屋近鉄タクシー株式会社(法人番号3180001031791) 代表者山根真哉	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目2番2号	小幡営業所	愛知県名古屋守山区小幡太田2丁目31番地	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	道路運送法第13条	令和3年6月30日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第39条)	3	3
3	20211004	港タクシー株式会社(法人番号7080001009225) 代表者大石薫己	静岡県静岡市清水区大坪1丁目3番17号	本社営業所	静岡県静岡市清水区大坪1丁目39	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第3条第2項	令和3年2月2日、監査方針に基づき、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)苦情処理の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第3条第2項)、(2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(3)事故の記録記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)、(4)乗務員台帳の作成義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(5)乗務員台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(9)指導要領制定義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第40条第1項)、(10)整備管理者の選任解任届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(11)運行管理規程未制定(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)、(12)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化措置法第16条第1項及び第2項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和3年10月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4 20211013	ひばりタクシー株式会社(法人番号1180001026843) 代表者河原直政	愛知県名古屋市区西貴生町2番地	本社営業所	愛知県名古屋市区西貴生町2番地115、116、119、120、470、471	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	道路運送法第13条	令和3年6月22日、監査方針に基づき、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第39条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)	10	10
5 20211013	有限会社第五フジタクシー(法人番号3180002043811) 代表者大原一夫	愛知県名古屋市区港入船1丁目8番地10号	本社営業所	愛知県名古屋市区港入船1丁目8番地10号	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和3年7月16日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(3)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(4)運行管理規程の記載事項不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)	1	1
6 20211025	島田タクシー有限公司(法人番号3080002013634) 代表者大石滋司	静岡県島田市横井2丁目11番22号	本社営業所	静岡県島田市横井2丁目4977-9	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2	令和3年4月30日、監査方針に基づき、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)損害賠償保険締結義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)事故の記録記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(7)一般講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和3年10月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7 20211025	磐田タクシー株式会社 (法人番号 5080401015700) 代表 者鈴木邦彦	静岡県磐田市見付2828番 地の1	本社営業所	静岡県磐田市見付2828番 地の1	輸送施設の使用停止 (82日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第21条第5項	令和3年6月9日、監査方針に基づき、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)健康診断未 受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第 5項)、(2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運 送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(3) 乗務員台帳の記載事項等不備(旅客自動車運 送事業運輸規則第37条第1項)、(4)特定の運 転者に対する指導義務違反(旅客自動車運 送事業運輸規則第38条第2項)、(5)特定の運 転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運 送事業運輸規則第38条第2項)、(6)補助者の要件 違反(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の 9第3項)	9	9
8 20211025	袋井タクシー株式会社 (法人番号 9080401017305) 代表 者鈴木邦彦	静岡県袋井市山科2971番 地の1	本社営業所	静岡県袋井市山科字池ノ 谷2971番地の1	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第21条第5項	令和3年6月8日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康診断未 受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第 5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅 客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(3) 特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自 動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(4)特定 の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客 自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	18	7
9 20211025	中部交通株式会社(法 人番号2200001013961) 代表者藤埴寛富	岐阜県大垣市日の出町2 丁目1番地	本社営業所	岐阜県大垣市日の出町2 丁目1番地	輸送施設の使用停止 (20日車)	旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第2項	令和3年7月29日、監査方針に基づき、監査を 実施。2件の違反が認められた。(1)特定の運 転者に対する指導義務違反(旅客自動車運 送事業運輸規則第38条第2項)、(2)特定の運 転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運 送事業運輸規則第38条第2項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。